

監視指導指針に、法第11条第3項に係る監視指導の実施について盛り込んだこと。これにより、都道府県等が法第24条の規定に基づき定める監視指導計画中に、法第11条第3項について規定することが望まれること。

第3 施行・適用期日

1 省令関係

平成18年5月29日から施行すること。

2 告示関係

平成18年5月29日から適用すること。

ただし、一律基準告示及び残留基準等告示の適用にあたっては、平成18年5月28日までに製造され、又は加工された食品については、なお従前の例によることができる。

「製造され、又は加工された食品」とは、原材料から食品として販売に供する最終の形態となるまでの一連の工程を全て経たものであり、農作物等の生鮮食品は除かれること。

また、食品を容器に入れたり、又は包装したりすること（パッケージング）も製造・加工の一工程とする。

経過措置の適用に当たっては、国内加工食品については、製造・加工された時点が平成18年5月29日以前か以後かで判断されたいこと。製造・加工された時点とは、食品が食品として販売に供する形態になった時点をいい、基本的には、食品に一定の包装等が施された時点と考えられること。国外加工食品についても、国内加工食品と同様の扱いとし、当該食品の輸入された時点は問題としないこと。

経過措置の適用についてまとめると以下のとおり。

- ・生鮮食品：製造され、又は加工された生鮮食品というものは基本的には存在しないことから、生鮮食品は経過措置の適用の対象とならず、平成18年5月29日以降に流通する生鮮食品については一律基準告示及び残留基準等告示による改正後の規格基準告示が適用されること。
- ・加工食品：国内外を問わず、製造又は加工が終了した時点（当該食品が食品として一般消費者への販売に供する形態になった時点をいう。）をみて経過措置の対象となるか否かを決定すること。加工食品を原材料として食品を製造・加工する場合においては、最終的に製造又は加工が終了し一般消費者への販売に供する形態になった時点をみて経過措置の適用を判断すること。

第4 その他の留意事項

1 法第11条第3項施行後の食品健康影響評価について

法第11条第3項の施行に伴い新設された一律基準告示及び対象外物質告示については、FAO/WHO 食品添加物専門家会議等の国際評価機関における評価や諸外国の基準等を参考にしているが、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価がなされていないため、施行後評価を依頼することとしていること。

また、残留基準等告示についても、新たに規格を設けた部分については食品健康影響評価を受けていないことから、本制度の施行後計画的に内閣府食品安全委員会に評価依頼を行うこととしていること。

2 法第11条第3項の適用範囲について

(1) 農薬等の範囲

法第11条第3項は、農薬等を対象とした規制であり、原則として農薬等としての使用が認められている物質でない限り、当該物質は必ずしも規制の対象とはならないこと。

ただし、食品の製造・加工の工程等において法第11条第1項の食品規格が定められている農薬等の成分である物質が、農薬等以外の用途で使用され食品に残留する場合（施設内で設備等の消毒目的で使用された物質について、食品が設備等と接触することにより残留する場合などが考えられる。）、農薬等を使用することにより当該物質が残留する場合との区別がつかないため、当該場合においては同条の規制の対象となること。

食品に残留する物質が農薬等としての使用が認められているか否かは、農薬取締法その他の国内関係法規と社会通念とを照らし合わせた上で判断すること。

(2) 「化学的に変化して生成する物質」の範囲

法第11条第3項は、農薬等の成分が化学的に変化して生成した物質も規制対象としているが、化学的に変化する前の農薬等の成分の毒性との同一性・類似性を失っているものまで規制する趣旨ではないこと。

3 残留基準等告示に規定する試験法関係

残留基準等告示による改正後の規格基準告示の一般規則5、6及び7に規定する各試験法の検出限界等は別添3に示すとおりなので、試験を行う際に留意すること。

なお、今回残留基準を設定した農薬等に係るその他の各試験法については、別途隨時通知で定めること。

第5 既存通知の廃止

次に掲げる通知については、平成18年5月29日をもってこれを廃止す

るものとすること。

- (1) 昭和45年7月21日付け環食化第53号「きゅうりの残留農薬について」
- (2) 昭和45年10月1日付け環食化第79号「ばれいしょの残留農薬について」
- (3) 昭和46年6月15日付け環乳第60号「牛乳中の有機塩素系農薬残留の暫定許容基準について」
- (4) 昭和55年10月30日付け環乳第58号「瀬戸内海で採捕されるイガイの取扱いについて」
- (5) 昭和55年10月30日付け環乳第59号「イガイの取扱いについて」
- (6) 昭和60年1月21日付け衛食第12号「輸入小麦等に係るEDB（二臭化エチレン）の残留規制について」
- (7) 昭和62年5月20日付け衛食第79号・衛化第30号「EDB（二臭化エチレン）くん蒸に係る暫定残留規制値の改正について」
- (8) 昭和62年8月27日付け衛乳第42号「DDT等の残留する輸入食肉の流通防止について」
- (9) 昭和63年1月27日付け衛食第15号・衛化第5号「EDB（二臭化エチレン）くん蒸に係る暫定残留規制値の改正について」
- (10) 昭和63年9月30日付け衛食第185号・衛化第67号「EDB（二臭化エチレン）くん蒸に係る暫定残留規制値の改正について」

香辛料（スパイス及びハーブ）の取扱い

- 1 法第11条第3項の施行に伴い、新たに香辛料（スパイス及びハーブ）に係る食品分類として「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」を設けることとしたが、「香辛料」、「スパイス」及び「ハーブ」の定義は以下のとおりすること。
2 香辛料とは、食品に特別な風味を与えることを目的とし、比較的少量使用される種々の植物の風味または芳香性の葉、茎、樹皮、根、根茎、花、蕾、種子、果実、又は果皮等をいうこと。香辛料は、スパイス及びハーブに大別されること。
3 スパイスとは、食品に風味付けの目的で比較的少量使用される種々の植物由来の芳香性樹皮、根、根茎、蕾、種子、果実、または果皮をいい、アサの種子、アサフェチダの根、アサフェチダの根茎、アジョワンの種子、アニスの種子、ウイキョウの種子、ウコンの根、ウコンの根茎、オールスパイスの果実、オールスパイスの未成熟果実、オレンジの果皮、ガジュツの根、ガジュツの根茎、カショウの果実、カショウの未成熟果実、カシアの樹皮、カフィアライムの果実、カフィアライムの未成熟果実、ガランガルの根、ガランガルの根茎、カルダモンの種子、カルダモンの果実、カルダモンの未成熟果実、カンゾウの根、カンゾウの根茎、キャラウェイの種子、クチナシの果実、クミンの種子、クローブの蕾、ケシの種子、ケーパーの蕾、コショウの果実、コショウの未成熟果実、ごまの種子、コリアンダーの種子、サフランのめしへ、サンショウの果実、サンショウの未成熟果実、シソの種子、シナモンの樹皮、ジュニペルベリーの果実、しうが、スターアニスの果実、スターアニスの未成熟果実、西洋わさび、セロリの種子、タマリンドの果実、ディルの種子、とうがらし、ナツメグの種子の仁、ナツメグの種皮（メースをいう。）、ニジェラの種子、ニンニク、バジルの種子、パセリの種子、バニラの果実、バニラの未成熟果実、パプリカ、パラダイスグレインの種子、バラの果実（ローズヒップをいう。）、フェネグリークの種子、ピンクペッパーの果実、マスタードの種子、みかんの果皮、ゆずの果皮、レモンの果皮、ロングペッパーの果実、ロングペッパーの未成熟果実及びわさびの根茎をいうこと。

その他のスパイスとは、スパイスから、オレンジの果皮、ごまの種子、しうが、西洋わさび、とうがらし、ニンニク、パプリカ、ゆずの果皮、レモンの果皮及びわさびの根茎を除いたものとすること。

なお、パプリカには、「パプリカ」と称して販売される、いわゆるジャンボピーマン等は含まないこと。

4 ハーブとは、食品に風味付けの目的で薬味として比較的少量使用される種々の主に草本植物の葉、茎、根及び花からなり、生のまま、または乾燥したものが使用されるものをいい、アニスの葉、アニスの茎、アンゼリカ、ウイキョウの葉、ウイキョウの茎、エシャロット、オレガノ、カフィアライムの葉、カモミール、カレープラント、カレーリーフ、キャットニップ、キャラウェイの葉、キャラウェイの茎、クレソン、コリアンダーの葉、コリアンダーの茎、サボリー、サラダバーネット、サンショウの葉、シソの葉、シソの花穂、ジャスミン、ステビア、セージ、セロリの葉、セロリの茎、センテッドゼラニウム、ソレル、タイム、タデ、タラゴン、ダンディライオン、チャイブ（あさつきを含む。）、チャービル、ディルの葉、ディルの茎、ドクダミ、ナスタチウム、ニガヨモギ、にら、ハイビスカス、バジルの葉、バジルの茎、パセリの葉、パセリの茎、ハッカ、バラの花（ローズをいう。）、ヒソップ、ベルガモット、ボリジ、マーシュ、マスターの葉、マスターの茎、マジョラム、ミョウガ、ヤロウ、ヨモギ、ラベンダー、リンデン、ルッコラ、ルバーブ、レモングラス、レモンバーム、レモンバーベナ、ローズマリー、ローレル、わさびの葉及びわさびの葉柄をいうこと。

その他のハーブとは、ハーブから、クレソン、セロリの葉、セロリの茎、にら、パセリの葉及びパセリの茎を除いたものとすること。

なお、エシャロットには、「エシャロット」「エシャレット」等と称して販売される早取り栽培のラッキョウは含まないこと。ハッカとはシソ科ハッカ属のハーブをいい、スペアミント及びペパーミントを含むこと。マスターの葉及び茎には、カラシナが含まれること。また、わさびの葉及び葉柄には、いわゆる花わさびが含まれること。

改正後の一般規則6及び7に定める残留基準値の留意点について

- 1 今回残留基準を設定する γ -BHCとは、リンデンをいうこと。なお、別に基準を設定するBHCとは、 α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC及び δ -BHCの総和をいい、 α -BHC、 β -BHC又は δ -BHCが検出された場合には、 γ -BHCの検出の有無に関わらず、BHCの規格基準を適用すること。
- 2 今回残留基準を設定する2,4-Dには、2,4-D、2,4-Dナトリウム塩、2,4-Dジメチルアミン塩、2,4-Dエチル、2,4-Dイソプロピル、2,4-Dブトキシエチル及び2,4-Dアルカノールアミン塩が含まれること。
- 3 今回残留基準を設定するDDTとは、 p,p' -DDD、 p,p' -DDE、 p,p' -DDT及び o,p' -DDTの総和をいうこと。
- 4 今回残留基準を設定する2,2-DPAには、2,2-DPA及びダラポンナトリウム塩が含まれること。
- 5 今回残留基準を設定するMCPAには、MCPA、MCPAエチルエステル体、MCPAナトリウム塩及びMCPAチオエチルエステル体(フェノチオール)が含まれること。
- 6 今回残留基準を設定するTCMTBとは、2-(チアシアノメチルチオ)ベンゾチアゾールをいうこと。
- 7 今回残留基準を設定するアシベンゾラル-S-メチルとは、アシベンゾラル-S-メチル及びアシベンゾラル酸(ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボン酸)をアシベンゾラル-S-メチル含量に換算したものの和をいうこと。
- 8 今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体(3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン)をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。
- 9 今回残留基準を設定するアベルメクチンとは、農産物においてはアベルメクチンB_{1a}、アベルメクチンB_{1b}、8,9-Z-アベルメクチンB_{1a}及び8,9-Z-アベルメクチンB_{1b}の総和をいい、畜水産物においてはアベルメクチンB_{1a}をいうこと。
- 10 今回残留基準を設定するアミトラズとは、アミトラズ及びN-2,4-ジメチルフェニル-N'-メチルホルムアミジンをアミトラズ含量に換算したものの和をいうこと。
- 11 今回残留基準を設定するアラマイトとは、各異性体の和をいうこと。
- 12 今回残留基準を設定するアルドリン及びディルドリンとは、アルドリン及びディルドリンの和をいうこと。
- 13 今回残留基準を設定するアレスリンとは、ビオアレスリンを含むこと。

- 14 今回残留基準を設定するイオドルフルオロメチルとは、イオドルフルオロメチル及びイオドルフルオロメチルナトリウム塩をイオドルフルオロメチル含量に換算したものが含まれること。

15 今回残留基準を設定するイソフェンホスとは、イソフェンホス及びイソフェンホスオキソをイソフェンホス含量に換算したものの和をいうこと。

16 今回残留基準を設定するイプロジオノンとは、イプロジオノン及び $N-(3,5-$ ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミドの和をいうこと。

17 今回残留基準を設定するイベルメクチンは、イベルメクチンの主成分である22,23-ジヒドロアベルメクチン B_{1a} をいうこと。

18 今回残留基準を設定するイマザモックスアンモニウム塩には、イマザモックス及びイマザモックスアンモニウム塩が含まれること。

19 今回残留基準を設定するイミノクタジンには、イミノクタジン、イミノクタジン三酢酸塩及びイミノクタジンアルベシル酸塩が含まれること。

20 今回残留基準を設定するイミベンコナゾールとは、イミベンコナゾール、イミベンコナゾール脱ベンジル体 [2,4-ジクロロ-2-(1,2,4-トリアゾール-1-イル)アセトアニリド] をイミベンコナゾール含量に換算したもの及び2,4-ジクロロアニリンをイミベンコナゾール含量に換算したものの総和をいうこと。

21 今回残留基準を設定するウニコナゾールPには、ウニコナゾールP及びウニコナゾールが含まれること。

22 今回残留基準を設定するエチクロゼートとは、エチクロゼート及び5-クロロ-3(1H)-インダゾール酢酸をエチクロゼート含量に換算したものの和をいうこと。

23 今回残留基準を設定するエプリノメクチンは、エプリノメクチンの主成分であるエプリノメクチン B_{1a} をいうこと。

24 今回残留基準を設定するエポキシコナゾールとは、各異性体の和をいうこと。

25 今回残留基準を設定するエマメクチン安息香酸塩とは、農産物においてはエマメクチン安息香酸塩(B_{1a} 及び B_{1b})、エマメクチン(B_{1a} 及び B_{1b})をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの、エマメクチンアミノ体(B_{1a} 及び B_{1b})をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの、エマメクチンホルミルアミノ体(B_{1a} 及び B_{1b})をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの、エマメクチン N -メチルホルミルアミノ体(B_{1a} 及び B_{1b})をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの及び8,9- Z -エマメクチン B_{1a} をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの、畜水産物においてはエマメクチン B_{1a} をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したもの及び8,9- Z -エマメクチン B_{1a} をエマメクチン安息香酸塩含量に換算したものと定めること。

- 26 今回残留基準を設定するエンドスルファンとは、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの和をいうこと。
- 27 今回残留基準を設定するエンロフロキサシンとは、エンロフロキサシン及びエンロフロキサシンの代謝物であるシプロフロキサシンの和をいうこと。
- 28 今回残留基準を設定するオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンとは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの総和をいうこと。また、オキシテトラサイクリンに係る残留基準が定められている食品以外の食品のうち、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンに係る残留基準が定められている食品については、その基準が適用されるものであること。
- 29 今回残留基準を設定するオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールとは、オクスフェンダゾールスルホン、オクスフェンダゾールをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したもの、フェバンテルをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したもの及びフェンベンダゾールをオクスフェンダゾールスルホン含量に換算したものとの総和をいうこと。
- 30 今回残留基準を設定するカルタップ、チオシクラム及びベンスルタップとは、カルタップ、ベンスルタップをカルタップ含量に換算したもの及びチオシクラムをカルタップ含量に換算したものとの総和をいうこと。
- 31 今回残留基準を設定するカルベンダジム、ベノミル、チオファネート及びチオファネートメチルとは、カルベンダジム、ベノミルをカルベンダジム含量に換算したもの、チオファネートをカルベンダジム含量に換算したもの及びチオファネートメチルをカルベンダジム含量に換算したものとの総和をいうこと。
- 32 今回残留基準を設定するカルボスルファンとは、カルボスルファン、カルボスルファンの代謝物であるカルボフランをカルボスルファン含量に換算したもの及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをカルボスルファン含量に換算したものの総和をいうこと。ただし、カルボスルファンが検出された場合に限り、カルボスルファンに係る規格基準を適用すること。
- 33 今回残留基準を設定するカルボフランとは、カルボフラン及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをカルボフラン含量に換算したものの和をいうこと。ただし、カルボフラン又は3-OHカルボフランが検出され、加えてカルボスルファン、フラチオカルブ又はベンフラカルブが検出された場合には、それぞれの物質につき定められた規格基準を適用することとし、カルボフランに係る規格基準によらないこと。
- 34 今回残留基準を設定するキザロホップエチルには、キザロホップ、キザロホップエチル、キザロホップP、キザロホップPエチル及びキザロホップPテフリルが含まれること。
- 35 今回残留基準を設定するグリホサートには、グリホサート、グリホサートア

ンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートトリメシウム塩及びグリホサートナトリウム塩が含まれること。

- 36 今回残留基準を設定するグルホシネートとは、穀類、豆類、種実類及びてんさいにおいては、グルホシネート、*N*—アセチルグルホシネートをグルホシネート含量に換算したもの及び3—メチルホスフィニコープロピオン酸をグルホシネート含量に換算したものとの総和をいうこと。また、その他の食品においては、グルホシネート及び3—メチルホスフィニコープロピオン酸をグルホシネート含量に換算したものとその和をいうこと。なお、グルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩が含まれること。
- 37 今回残留基準を設定するクレトジムとは、クレトジム、クレトジムスルホキシドをクレトジム含量に換算したもの及びクレトジムスルホンをクレトジム含量に換算したものとの総和をいうこと。
- 38 今回残留基準を設定するクロチアニジンとは、チアメトキサムの代謝物であり、チアメトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。
- 39 今回残留基準を設定するクロルデンとは、農産物においては *cis*—クロルデン及び *trans*—クロルデンの和をいい、畜水産物においては *cis*—クロルデン、*trans*—クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和をいうこと。
- 40 今回残留基準を設定するクロルフェンビンホスとは、クロルフェンビンホス (E体) 及びクロルフェンビンホス (Z体) の和をいうこと。
- 41 今回残留基準を設定する酢酸トレンボロンとは、肝臓においては α —トレンボロン、筋肉においては β —トレンボロンをいうこと。その他の食用部分においては α —トレンボロン及び β —トレンボロンの和をいうこと。
- 42 今回残留基準を設定するジアフェンチウロンとは、ジアフェンチウロン、ジアフェンチウロン尿素体 [$1 - t\ e\ r\ t$ —ブチル—3—(2, 6—ジイソプロピル—4—フェノキシフェニル)尿素] をジアフェンチウロン含量に換算したもの及びジアフェンチウロンメタンイミドアミド体 [$1 - t\ e\ r\ t$ —ブチル—3—(2, 6—ジイソプロピル—4—フェノキシフェニル)メタンイミドアミド] をジアフェンチウロン含量に換算したものとの総和をいうこと。
- 43 今回残留基準を設定するジカンバには、ジカンバ、ジカンバイソプロピルアミン塩、ジカンバジメチルアミン塩、ジカンバカリウム塩及びジカンバナトリウム塩が含まれること。
- 44 今回残留基準を設定するジクロシメットには、(*R*)—2—シアノ—*N*—[(*R*)—1—(2, 4—ジクロロフェニル)エチル]—3, 3—ジメチルブチラミド及び (*S*)—2—シアノ—*N*—[(*R*)—1—(2, 4—ジクロロフェニル)エチル]—3, 3—ジメチルブチラミドが含まれること。
- 45 今回残留基準を設定するジクロルボス及ナレドとは、ジクロルボス及びナレドをジクロルボス含量に換算したものとその和をいうこと。

- 46 今回残留基準を設定するジスルホトンとは、ジスルホトン及びジスルホトンスルホン体をジスルホトン含量に換算したものの和をいうこと。
- 47 今回残留基準を設定するジチオカルバメートとは、ジネブを二硫化炭素含量に換算したもの、ジラムを二硫化炭素含量に換算したもの、チラムを二硫化炭素含量に換算したもの、ニッケルビス（ジチオカーバメート）を二硫化炭素含量に換算したもの、フェルバムを二硫化炭素含量に換算したもの、プロピネブを二硫化炭素含量に換算したもの、ポリカーバメートを二硫化炭素含量に換算したもの、マンコゼブを二硫化炭素含量に換算したもの、マンネブを二硫化炭素含量に換算したもの及びメチラムを二硫化炭素含量に換算したものの総和をいうこと。
- 48 今回残留基準を設定するジノカップには、ジノカップ分解物（2, 4-ジニトロ-6-オクチルフェノール及び2, 6-ジニトロ-4-オクチルフェノール）が含まれること。
- 49 今回残留基準を設定するシハロトリルには、ラムダーシハロトリルが含まれること。
- 50 今回残留基準を設定するジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンとは、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンの和をいうこと。
- 51 今回残留基準を設定するジフェンゾコートとは、ジフェンゾコート及びジフェンゾコートメチル硫酸をジフェンゾコート含量に換算したものの和をいうこと。
- 52 今回残留基準を設定するシフルトリルとは、各異性体の和をいうこと。
- 53 今回残留基準を設定するシプロコナゾールとは、各異性体の和をいうこと。
- 54 今回残留基準を設定するシペルメトリンとは、各異性体の和をいうこと。また、シペルメトリンにはゼーターシペルメトリンが含まれること。
- 55 今回残留基準を設定するジベレリンとはジベレリンA3をいうこと。
- 56 今回残留基準を設定するジメチルビンホスとは、ジメチルビンホス（E体）及びジメチルビンホス（Z体）の和をいうこと。
- 57 今回残留基準を設定するジメテナミドには、ジメテナミド及びジメテナミド-Pが含まれること。
- 58 今回残留基準を設定するジメトモルフとは、ジメトモルフ（E体）及びジメトモルフ（Z体）の和をいうこと。
- 59 今回残留基準を設定する臭素とは、無機臭素をいうこと。
- 60 今回残留基準を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和をいうこと。
- 61 今回残留基準を設定するスピラマイシンとは、豚においてはスピラマイシンIと同等の抗菌活性を示すスピラマイシンをスピラマイシンI含量に換算したもの及びその代謝物をスピラマイシンI含量に換算したものの和をいい、その

他の食品においてはスピラマイシンI及びネオスピラマイシンIの和をいうこと。

- 62 今回残留基準を設定するセトキシジムとは、セトキシジム、MSOをセトキシジム含量に換算したもの、MSO₂をセトキシジム含量に換算したもの、M2Sをセトキシジム含量に換算したもの、M2SOをセトキシジム含量に換算したもの、M2SO₂をセトキシジム含量に換算したもの及び5-OH-MSO₂をセトキシジム含量に換算したものの総和をいうこと。
- 63 今回残留基準を設定するセフチオフルとは、セフチオフルの代謝物であるデスフロイルセフチオフルとして測定されるものをいうこと。
- 64 今回残留基準を設定するダイアレートとは、各異性体の和をいうこと。
- 65 今回残留基準を設定するダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートとは、メチルイソチオシアネート、ダゾメットをメチルイソチオシアネート含量に換算したもの及びメタムをメチルイソチオシアネート含量に換算したものの総和をいうこと。なお、メタムにはメタムアンモニウム塩、メタムカリウム塩及びメタムナトリウム塩が含まれること。
- 66 今回残留基準を設定するチアベンダゾールとは、畜水産物においては、チアベンダゾール及び5-ヒドロキシチアベンダゾールの和をいうこと。その他の食品については、チアベンダゾールのみをいうこと。
- 67 今回残留基準を設定するチオジカルブ及びメソミルとは、チオジカルブをメソミル含量に換算したもの及びメソミルの和をいうこと。なお、メソミルにはメソミルオキシムが含まれること。
- 68 今回残留基準を設定するテクロフタラムには、テクロフタラム及びテクロフタラムイミドが含まれること。
- 69 今回残留基準を設定するテプラロキシジムとは、テプラロキシジム、DMPをテプラロキシジム含量に換算したもの及びOH-DMPをテプラロキシジム含量に換算したものの総和をいうこと。なお、テプラロキシジムには、5-OH-DPが含まれること。
- 70 今回残留基準を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン及びトラロメトリンの和をいうこと。
- 71 今回残留基準を設定するテレフタル酸銅には、テレフタル酸銅及びテレフタル酸が含まれること。
- 72 今回残留基準を設定するトリアジメノールとは、トリアジメホンの使用に基づくトリアジメノールの残留を含むこと。
- 73 今回残留基準を設定するトリクラベンダゾールとは、トリクラベンダゾール及びその代謝物の誘導体である5-クロロ-6-(2,3-ジクロロフェノキシ)-ベンズイミダゾール-2-オンとして測定されるものをいうこと。
- 74 今回残留基準を設定するトリネキサパックエチルとは、トリネキサパックエ

チル及びトリネキサパックをトリネキサパックエチル含量に換算したものの和をいうこと。

- 75 今回残留基準を設定するトリフルミゾールとは、トリフルミゾール及びトリフルミゾール代謝物である4-クロロー- α , α , α , -トリフルオロー-*N*-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-*o*-トルイジンをトリフルミゾール含量に換算したものの和をいうこと。
- 76 今回残留基準を設定するナイカルバジンとは、ナイカルバジンの主成分である*N, N'*-ビース-(4-ニトロフェニル)ウレアをいうこと。
- 77 今回残留基準を設定するニテンピラムとは、ニテンピラム及びCPFをニテンピラム含量に換算したものの和をいうこと。なお、ニテンピラムには、CPMA及びCPMFが含まれること。
- 78 今回残留基準を設定するバミドチオンとは、バミドチオン、バミドチオンスルホキシドをバミドチオン含量に換算したもの及びバミドチオンスルホンをバミドチオン含量に換算したものの総和をいうこと。
- 79 今回残留基準を設定するビフェナゼートとは、農産物及び脂肪にあっては、ビフェナゼート及びイソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマートをビフェナゼート含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、ビフェナゼート、イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマートをビフェナゼート含量に換算したもの、4-ヒドロキシビフェニルをビフェナゼート含量に換算したもの及び4-スルファトビフェニルをビフェナゼート含量に換算したものの総和をいうこと。
- 80 今回残留基準を設定するピリデートとは、ピリデート及びピリデートヒドロキシ体をピリデート含量に換算したものの和をいうこと。なお、ピリデートには、ピリデートヒドロキシ体抱合体が含まれること。
- 81 今回残留基準を設定するピリフェノックスとは、ピリフェノックス(E体)及びピリフェノックス(Z体)の和をいうこと。
- 82 今回残留基準を設定するピリミノバックメチルとは、ピリミノバックメチル(E体)及びピリミノバックメチル(Z体)の和をいうこと。
- 83 今回残留基準を設定するピルリマイシンとは、肝臓については、ピルリマイシン及びピルリマイシンスルホキシドをピルリマイシン含量に換算したものの和をいい、その他については、ピルリマイシンをいうこと。
- 84 今回残留基準を設定するピレトリンとは、ピレトリンI及びピレトリンIIの和をいうこと。
- 85 今回残留基準を設定するフェノキサプロップエチルとは、フェノキサプロップエチル、フェノキサプロップPエチルをフェノキサプロップエチル含量に換算したもの、フェノキサプロップをフェノキサプロップエチル含量に換算したもの、フェノキサプロップPをフェノキサプロップエチル含量に換算したもの

及びCDHBをフェノキサプロップエチル含量に換算したものの総和をいうこと。

- 86 今回残留基準を設定するフェノトリンとは、各異性体の和をいうこと。
- 87 今回残留基準を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン（E体）及びフェリムゾン（Z体）の和をいうこと。
- 88 今回残留基準を設定するフェンアミドンとは、畜水産物にあっては、フェンアミドン及び5-メチル-5-フェニルイミダゾリジン-2,4-ジオンをフェンアミドン含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあってはフェンアミドンのみをいうこと。
- 89 今回残留基準を設定するフェンチンとは、水酸化トリフェニルスズをフェンチン含量に換算したもの、酢酸トリフェニルスズをフェンチン含量に換算したもの及び塩化トリフェニルスズをフェンチン含量に換算したものが含まれること。
- 90 今回残留基準を設定するフェントラザミドには、フェントラザミド及びCPTが含まれること。
- 91 今回残留基準を設定するフェンバレレートとは各異性体の和をいうこと。また、フェンバレレートには、エスフェンバレレートが含まれること。
- 92 今回残留基準を設定するフェンピロキシメートとは、フェンピロキシメート（E体）及びフェンピロキシメート（Z体）の和をいうこと。
- 93 今回残留基準を設定するフラチオカルブとは、フラチオカルブ、フラチオカルブの代謝物であるカルボフランをフラチオカルブ含量に換算したもの及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをフラチオカルブ含量に換算したものの総和をいうこと。ただし、フラチオカルブが検出された場合に限り、フラチオカルブに係る規格基準を適用すること。
- 94 今回残留基準を設定するフラメトピルとは、フラメトピル及びフラメトピルヒドロキシ体をフラメトピル含量に換算したものの和をいうこと。
- 95 今回残留基準を設定するフルアジホップとは、フルアジホップをフルアジホップブチル含量に換算したもの、フルアジホップPをフルアジホップブチル含量に換算したもの、フルアジホップブチル及びフルアジホップPブチルをフルアジホップブチル含量に換算したものの総和をいうこと。
- 96 今回残留基準を設定するフルシリネートとは、各異性体の和をいうこと。
- 97 今回残留基準を設定するフルバリネートとは、各異性体の和をいうこと。
- 98 今回残留基準を設定するフルメトリンとは、各異性体の和をいうこと。
- 99 今回残留基準を設定するプロクロラズとは、プロクロラズ、N-ホルミル-N-1-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]尿素をプロクロラズ含量に換算したもの、N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]尿素をプロクロラズ含量に換算したもの及び2,

4, 6-トリクロロフェノールをプロクロラズ含量に換算したものの総和をいうこと。

100 今回残留基準を設定するプロパモカルブには、プロパモカルブ及びプロパモカルブ塩酸塩が含まれること。

101 今回残留基準を設定するプロヒドロジヤスモンとは、*trans*体及び*epi*体の和をいうこと。

102 今回残留基準を設定する5-プロピルスルホニル-1*H*-ベンズイミダゾール-2-アミンとは、アルベンダゾールの代謝物であること。

103 今回残留基準を設定するプロヘキサジオンカルシウム塩は、プロヘキサジオンをプロヘキサジオンカルシウム塩含量に換算したものをいうこと。

104 今回残留基準を設定するプロポキシカルバゾンには、プロポキシカルバゾン及びプロポキシカルバゾンナトリウムが含まれること。

105 今回残留基準を設定するヘプタクロルとは、ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシドが含まれること。

106 今回残留基準を設定するペルメトリンとは、各異性体の和をいうこと。

107 今回残留基準を設定するベンジルペニシリンとは、ペネタメートの使用に基づくペネタメートの代謝物としてのベンジルペニシリンの残留を含むこと。

108 今回残留基準を設定するベンタゾンには、ベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩が含まれること。

109 今回残留基準を設定するベンフラカルブとは、ベンフラカルブ、ベンフラカルブの代謝物であるカルボフランをベンフラカルブ含量に換算したもの及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをベンフラカルブ含量に換算したものの総和をいうこと。ただし、ベンフラカルブが検出された場合に限り、ベンフラカルブに係る規格基準を適用すること。

110 今回残留基準を設定するホセチルとは、ホセチル及び亜リン酸をホセチル含量に換算したものの和をいうこと。なお、亜リン酸は肥料としても広く使用されていることから、食品衛生法第11条違反の判断の際には、農薬の使用履歴の他、肥料の使用履歴について十分に確認すること。

111 今回残留基準を設定するマレイン酸ヒドラジドには、「マレイン酸ヒドラジド試験法」に規定する試験法1においては、マレイン酸ヒドラジド、マレイン酸ヒドラジドグリコシド及びヒドラジンが含まれ、試験法2においては、マレイン酸ヒドラジド及びマレイン酸ヒドラジドグリコシドが含まれること。

112 今回残留基準を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチンA3及びミルベメクチンA4の和をいうこと。

113 今回残留基準を設定するメコプロップには、メコプロップ及びメコプロップ-Pが含まれること。

114 今回残留基準を設定するメタミドホスとは、アセフェート由来のメタミドホ

スを含むこと。

- 115 今回残留基準を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、メタラキシル及びメフェノキサムの和をいうこと。
- 116 今回残留基準を設定するメチオカルブとは、メチオカルブ、メチオカルブスルホキシドをメチオカルブ含量に換算したもの及びメチオカルブスルホンをメチオカルブ含量に換算したものとの総和をいうこと。
- 117 今回残留基準を設定するメトミノストロビンとはメトミノストロビン（E体）及びメトミノストロビン（Z体）の和をいうこと。
- 118 今回残留基準を設定するメトラクロールには、メトラクロール及びS-メトラクロールが含まれること。
- 119 今回残留基準を設定するメトリブジンとは、メトリブジン、メトリブジン脱アミノ体をメトリブジン含量に換算したもの、メトリブジンメチルチオ基脱離酸化体をメトリブジン含量に換算したもの及びメトリブジンメチルチオ基脱離酸化物脱アミノ体をメトリブジン含量に換算したものとの総和をいうこと。
- 120 今回残留基準を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体をメパニピリム含量に換算したものの和をいうこと。
- 121 今回残留基準を設定するリン化水素とは、リン化水素、リン化アルミニウムをリン化水素含量に換算したもの、リン化マグネシウムをリン化水素含量に換算したもの及びリン化亜鉛をリン化水素含量に換算したものの総和をいうこと。
- 122 今回残留基準を設定するレスメトリンとは、各異性体の和をいうこと。

改正後の一般規則5, 6及び7に規定する各試験法の検出限界

農薬等名	検出限界(ppm)	備考
2, 4, 5-T	0.05	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
アゾシクロチン及びシヘキサチン	0.02	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
アミトロール	0.025	茶にあっては0.1ppm ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
カルバドックス※1	0.001	
クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クレンブテロール	0.00005	
クロラムフェニコール	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm
クロルプロマジン	0.0001	
ジエチルスチルベストロール	0.0005	
ジメトリダゾール	0.0002	
メトロニダゾール	0.0001	
ロニダゾール	0.0002	
ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
トリアゾホス	0.05	そら豆にあっては0.02ppm
パラチオン	0.01	
α-トレンボロン	0.002	
β-トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラン類※2	0.001	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※3	0.002	

※1 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。

※2 ニトロフラン類とは、ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン及びフラルタドンをいい、これらの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドン、1-アミノヒダントイン、3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドン及びセミカルバジドを分析対象とする。

※3 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。